

第3号議案

指定管理者の指定について

教育委員会が所管する施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244の2第3項の規定により、下記のとおり指定する。

記

施設名称	指定をしようとする団体		指定の期間
	団体名	所在地	
宮城県長沼ボート場	宮城県ボート協会	石巻市田道町一丁目 6-18	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和元年12月18日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代